

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月 1 回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsianhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

国家知識産権局による「専利審査指南」 の改正に関する決定が発表されました。

2017 年 3 月 1 日、国家知識産権局は、「国家知識産権局による専利審査指南の改正に関する決定 (2017)」を発表し、改正内容を公開しました。本改正内容は、2016 年 10 月に
出された意見募集稿の 12 項目全てに加えて、項目 13 の、人民法院の財産保全の執行協力
要求による中止手続の終了の改正 (審査指南第五部分第七章第 7.5.2 節) が含まれていま
す。本改正の施行日は、2017 年 4 月 1 日です。

以下、改正内容の日本語訳を紹介します。なお、改正箇所を解りやすくするため、適
宜段落タイトルの追加、強調表示等を行っています。

国家知識産権局第 74 号令

「専利審査指南」の改正に関する決定 (2017)

公布時間：2017-03-01

「国家知識産権局による「専利審査指南」の改正に関する決定」は局務会審議を通過し、
ここに公布し、2017 年 4 月 1 日から施行する。

局長 申長雨

2017 年 2 月 28 日

国家知識産権局による「専利審査指南」の改正に関する決定

国家知識産権局は「専利審査指南」に関して以下の改正を行うことを決定する：

1. 第二部分第一章第 4.2 節（知的活動の規則と方法）の改正

「専利審査指南」第二部分第一章第 4.2 節第（2）項の後に段落を追加し、その内容を以下のとおりとする：

【例】

ビジネスモデルの請求項に関しては、もしビジネス規則及び方法の内容が含まれ、技術的特徴も含まれる場合、専利法第二十五条を根拠にその専利権を得られる可能性を排除すべきではない。

本節のその他の内容は改正なし。

2. 第二部分第九章第 2 節（コンピュータプログラムに関わる発明専利出願の審査基準）の改正

「専利審査指南」第二部分第九章第 2 節第（1）項第一段落の「媒体（例えば磁気テープ、磁気ディスク、CD、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 又はその他のコンピュータ読み取り可能な媒体）だけに記憶されるコンピュータプログラム」を「媒体（例えば磁気テープ、磁気ディスク、CD、光磁気ディスク、ROM、PROM、VCD、DVD 又はその他のコンピュータ読み取り可能な媒体）だけに記憶されるコンピュータプログラム自身」とする。

「専利審査指南」第二部分第九章第 2 節第（1）項第三段落第一文の「記憶されたプログラムだけにより限定されたコンピュータ読み取り可能な記録媒体」を「記憶されたプログラム自身だけにより限定された計算機読み取り可能な記録媒体」とする。

本節のその他の内容は改正なし。

3. 第二部分第九章第 3 節（コンピュータプログラムに関わる発明専利出願の審査例）の改正

「専利審査指南」第二部分第九章第 3 節第（3）項の例 9を削除する。

4. 第二部分第九章第 5.2 節（権利要求書の書き方）の改正

「専利審査指南」第二部分第九章第 5.2 節第 1 段落第 1 文の「該方法を実現する装置」を「例えば該方法を実現する装置」とする。

「専利審査指南」第二部分第九章第 5.2 節第 1 段落第 3 文の「該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部からなり、どのようにこれらの機能を成し遂げるか詳細に記述し」を「前記構成部はハードウェアだけでなく、プログラムを含んでもよい」とする。

「專利審査指南」第二部分第九章第 5.2 節第 2 段落の全ての「機能モジュール」を「プログラムモジュール」とする。

本節のその他の内容は改正なし。

5. 第二部分第十章第 3 節（化学発明の十分な開示）の改正

「專利審査指南」第二部分第十章第 3 節に新たに第 3.5 節を加え、第 3.4 節第 (2) 項を第 3.5 節に移動し、第 3.5 節の内容を以下のとおりとする：

3.5 補充された実験データについて

明細書で十分に開示されているかどうかの判断は、元の明細書及び権利要求書に記載された内容を基準とする。

出願日以降に補充された実験データについて、審査官は審査しなければならない。補充された実験データが証明する技術効果は、当業者が、專利出願が開示する内容から得られるものでなければならない。

本節のその他の内容は改正なし。

6. 第四部分第三章第 4.2 節（無効理由の追加）の改正

「專利審査指南」第四部分第三章第 4.2 節第 (2) 項 (i) を以下のとおり改正する：

(i) 專利権者が削除以外の方式で補正した請求項について、專利復審委員会が指定する期間内に補正内容に対して無効理由を追加し、該期間内に追加した無効理由について具体的に説明した場合。

本節のその他の内容は改正なし。

7. 第四部分第三章第 4.3.1 節（（無効審判における）請求人の挙証）の改正

「專利審査指南」第四部分第三章第 4.3.1 節第 (2) 項 (i) の「併合の方式によって補正した請求項又は」を削除する。

本節のその他の内容は改正なし。

8. 第四部分第三章第 4.6.2 節（（無効審判における專利書類の）補正の方式）の改正

「專利審査指南」第四部分第三章第 4.6.2 節第 1 段落を以下のように改正する：

前記補正の原則を満たすことを前提に、権利要求書の補正の具体的な方式は、一般的に、請求項の削除、技術案の削除、請求項の更なる限定、明らかな誤りの訂正に限られる。

「專利審査指南」第四部分第三章第 4.6.2 節第 3 段落を削除し、第 4 段落を第 3 段落とし、新たに 1 段落追加して以下の内容を第 4 段落とする：

請求項の更なる限定とは、請求項にその他の請求項の記載の一つ又は複数の技術的特

徴を入れ、保護範囲を狭めることをいう。

本節のその他の内容は改正なし。

9. 第四部分第三章第 4.6.3 節（（無効審判における専利書類の）補正方式の制限）の改正

「専利審査指南」第四部分第三章第 4.6.3 節第 2 段落の「併合の方式によって権利要求書を補正する」を「削除以外の方式によって権利要求書を補正する」とする。

本節のその他の内容は改正なし。

10. 第五部分第四章第 5.2 節（閲覧と複製を許可する内容）の改正

「専利審査指南」第五部分第四章第 5.2 節第（2）項を以下のように改正する：

（2）公開済みで査定公告されていない専利権の発明専利出願包袋について、該専利出願の出願包袋の関係する内容を閲覧及び複製でき、その内容は、出願書類、出願と直接関係のある手続書類、公告書類、形式審査手続において出願人に発行した通知書及び決定書、通知書に対する出願人の応答意見の正文、及び実体審査手続において出願人に発行した通知書、検索報告及び決定書が含まれる。

「専利審査指南」第五部分第四章第 5.2 節第（3）項を以下のように改正する：

（3）専利権の査定公告がなされた専利出願の包袋について、閲覧及び複製できる内容は、出願書類、優先権書類、出願と直接関係ある手続書類、発明専利出願単行本、発明専利、実用新案専利及び意匠専利単行本、専利登記簿、専利権評価報告、及び審査の終わった審査手続（形式審査、実体審査、復審及び無効審判などを含む）において専利局、専利復審委員会が出願人又は関係する当事者に発行した通知書、検索報告及び決定書、通知書に対する出願人又は関係する当事者の応答意見が含まれる。

「専利審査指南」第五部分第四章第 5.2 節第（5）項を削除する。

本節のその他の内容は改正なし。

11. 第五部分第七章第 7.4.2 節（財産保全の執行協力による中止の期間）の改正

「専利審査指南」第五部分第七章第 7.4.2 節を以下のように改正する：

7.4.2 財産保全の執行協力による中止の期間

人民法院が専利局に財産保全の執行協力を要求して中止手続を執行する場合、民事裁定書及び執行協力通知書に記載された財産保全の期間の中止に関する手続にしたがう。

人民法院が財産保全措置の継続を要求した場合、中止の期間満了前に 継続執行協力通知書を専利局に送達しなければならず、審査を経て本章第 7.3.2.1 節の規定に合致する場

合、中止の期間は更新される。

12. 第五部分第七章第7.4.3節（無効審判手続に関する中止の期間）の改正

「專利審査指南」第五部分第七章第7.4.3節の「又は人民法院の財産保全の執行協力の要求による中止」を削除する。

本節のその他の内容は改正なし。

13. 第五部分第七章第7.5.2節（人民法院の財産保全の執行協力要求による中止手続の終了）の改正（意見募集稿になく、新たに追加されたもの）

「專利審査指南」第五部分第七章第7.5.2節の「中止の期間は6か月とする」を「中止の期間は民事裁定書及び執行協力通知書に記載された財産保全期間とする」とする。

本節のその他の内容は改正なし。

本決定は2017年4月1日から施行する。

以上

2017年3月10日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com